

益子町への移住・定住を応援します

町内に移住・定住するために住宅を取得し、
一定の要件を満たす方は、
「移住定住促進住まいづくり奨励金」が受けられます。

1 奨励金の対象住宅

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までに、居住することを目的に町内に新築、または建売・中古住宅の購入により取得した住宅が対象となります。

ただし、「相続、贈与その他対価を伴わない住宅」「公共事業により敷地外へ転居するために取得した住宅」「既存の住宅を取り壊し、従前と同じ敷地とみなされる土地に新築した住宅(いわゆる、建替え。新旧の所有者は問いません。)」は、対象となりません。

2 奨励金の対象者

奨励金の対象者は、「1 奨励金の対象住宅」の世帯責任者で、次のすべての要件に該当する方となります。

- (1) 取得した住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (2) 世帯全員に町税の滞納がないこと。
- (3) 居住区域の自治会に加入していること。
- (4) 世帯員や今後世帯員となる方が暴力団員等でないこと。



3 奨励金の額

奨励金の額は、次のとおりです。

基礎額	新築住宅	15 万円
	中古住宅	7 万円
加算額	高校 3 年生(満 18 歳)までの子が同居している場合(被扶養者に限る)	1 人につき 3 万円
	平成 28 年 4 月 1 日以後に転入した世帯の場合	2 万円
	町内住宅関連事業者※が施工する新築住宅、または販売する住宅を購入等した場合	2 万円

※町内住宅関連事業者・・・建築業(元請に限る)や宅地建物取引業を営む事業者で、町内に本社・支社などのある法人、または町内で事業を営む個人事業者。

裏面に続きます

4 申請期間・申請方法

申請期間は、対象住宅の取得(引渡しを受けて)から1年で、原則、平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。また、申請方法は、次のような流れとなります。

● 新築住宅の場合 ●

1 交付申請

交付申請書のほか、次の書類を添付してください(各1部)。

- ①世帯全員が記載されている住民票謄本
(続柄が記載されたもの)
- ②住宅の全部事項証明書
- ③住宅の平面図及び位置図
- ④建築基準法の規定による検査済証の写し
- ⑤自治会加入証明書
- ⑥住民票・戸籍の附票・町税納付状況確認承諾書
- ⑦加算額を申請する場合
ア 子の加算の場合は、在学証明書、学生証の写し、生徒手帳の写しのいずれか(中学生以下は不要)
イ 転入世帯の加算の場合は、戸籍の附票
ウ 町内住宅関連事業者の加算の場合は、それを証明するものの写しなど

● 中古住宅の場合 ●

1 交付申請

交付申請書のほか、次の書類を添付してください(各1部)。

- ①世帯全員が記載されている住民票謄本
(続柄が記載されたもの)
- ②住宅の全部事項証明書
- ③住宅の平面図及び位置図
- ④自治会加入証明書
- ⑤住民票・戸籍の附票・町税納付状況確認承諾書
- ⑥加算額を申請する場合
ア 子の加算の場合は、在学証明書、学生証の写し、生徒手帳の写しのいずれか(中学生以下は不要)
イ 転入世帯の加算の場合は、戸籍の附票
ウ 町内住宅関連事業者の加算の場合は、それを証明するものの写しなど

注 意

- ・「住民票・戸籍の附票・町税等納付状況確認承諾書」をご提出いただければ、提出が省略できる書類があります。
- ・条件によっては、その他必要となる書類があります。

町：交付決定

2 交付請求

交付請求書の提出

町：奨励金の交付

5 その他

奨励金の受領後、対象住宅の売却や自治会からの脱退などがあった場合、奨励金を返還していただくことがあります。

対象住宅などにより条件が異なります。
詳しくは、町ホームページをご覧くださいか、
右の担当課までお問い合わせをお願いします。

■担当課 益子町役場 総務部 企画課 地方創生担当
TEL 0285-72-8828 FAX 0285-72-7601
e-mail kikaku@town.mashiko.lg.jp
<http://www.town.mashiko.tochigi.jp/>